鹿児島県不動産コンサルティング協会　会則

第1章　　総則

(名称)

第１条　この会は　鹿児島県不動産コンサルティング協会(以下「本会」)と称す。

(事務所)

第2条　本会の事務所は鹿児島県に置く。

(目的)

第3条　本会は不動産コンサルティング技能の研究・習熟を通じ、不動産コンサルタントとしての地位及び資質の向上と会員相互の親睦を図り、我が国不動産経済の発展と不動産コンサルティング経営の確立、依頼者の意思決定や事業遂行に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 不動産コンサルティング技能の研究等に関する事業
2. 不動産コンサルティング技能に関するPR事業
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章　　会員

(会員の種類及び資格)

第5条　本会の会員は正会員、法人会員及び賛助会員とし、会員の資格は次の通りとする。

1. 正会員とは国土交通大臣登録証明事業「不動産コンサルティング技能試験」に合格し、公益財団法人不動産流通推進センターから「公認不動産コンサルティングマスター」の認定を受けた者。
2. 法人会員とは国土交通大臣登録証明事業「不動産コンサルティング技能試験」に合格し、公益財団法人不動産流通推進センターから「公認不動産コンサルティングマスター」の認定を受けた者が複数存在する企業。
3. 賛助会員とは個人で本会の趣旨に賛同したもの。

(会員の入会)

第6条　本会の会員になろうとする者は、会則施行規則の定める入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

(入会金)

第7条　前条で入会を承認された者は、会則施行規則に定める入会金を納めなければならない。

(会費等)

第8条　本会の会員は会則施行規則に定める会費等を納めなければならない。

(入会金等などの不返還)

第9条　会員が一旦納入した入会金・会費等は事由の如何にかかわらず返還しない。

(会員資格の喪失)

第10条　会員が次の各号の１つに該当するに至ったときはその資格を失う。

1. 死亡したとき
2. 禁治産者または準禁治産者となったとき
3. 破産宣告を受けたとき
4. 禁固以上の刑が確定したとき
5. 不動産コンサルティング技能登録を抹消されたとき
6. 会費を１年以上滞納したとき
7. 退会したとき
8. 除名されたとき

(任意退会)

第11条　本会を退会しようとするときは、その事由を明らかにし、会則施行規則に定める退会届を会長に届けなければならない。

(除名)

第12条　会員が次の各号の１つに該当するときは、綱紀監察委員会の議を経て理事会の議決を経て除名することができる。

1. 本会の事業を妨げる行為をしたとき
2. 本会の名誉を傷つけ、又は不動産コンサルティングの信用を失わせるような行為をしたとき

 ２．会員を除名しようとするときは、綱紀監察委員会において文書・口頭のいずれかの方法によって弁解の機会を与えるものとする。

　　　３．会員を除名したときは、その旨を当該会員に通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

第3章　　役員

(種類及び定数)

第13条　本会に次の役員を置く。

1. 会長　１名
2. 副会長　３名(事務局長・研修部長・会計)
3. 理事　１２名以内
4. 監事　２名以内

(選出)

第14条　会長・副会長は、理事の互選により選出する。

　　　　２．監事は、理事会において選出する。

　　　　３．理事は会則施行規則に定める方法により選出された候補者の内から総会において選出する。

(補選)

第15条　役員に欠員を生じたときは、前条の規定に従って補選を行う。

(会長・副会長・理事)

第16条　会長は本会を代表し会務を総理する。

　　　　２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは別に定める順位によりその職務を代理し又は、代行する。

　　　　３．理事は、会長の指示を受けて業務を処理し、会長・副会長がともに事故又は欠員のときは、理事会において理事の内からその代理又は代行者１人を定める。

(監事の職務)

第17条　監事は、理事の業務執行状況及び本会の財産の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

　　　　２．監事は、本会の他の役員を兼任することができない。

(任期)

第18条　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

　　　　２．会長の任期は、２期を限りとする。

　　　　３．補選により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

　　　　４．役員は任期満了後も後任者の就任まで引き続きその職務をおこなう。

(任期)

第19条　役員は次の場合、任期中といえども退任する。

1. 辞任を申し出て受理されたとき
2. 本会の信用を毀損し、又は役員として適格でないと認められる事由により理事会において解任を議決されたとき
3. 死亡したとき

(特別役員)

第20条　本会は理事会の議決を経て次の特別役員を置くことができる。

1. 相談役　若干名
2. 顧　問　若干名

２．特別役員は、会議に出席し意見を述べることができるが、議決権は有しない。

３．前条の規定は、特別役員にも準用する。

第4章　　会議

(種類)

第21条　本会の会議は次のとおりとする。

1. 総　会
2. 理事会
3. 部　会

(総会の種類)

第22条　総会は、通常総会及び臨時総会とし正会員をもって構成する。

(総会の付議事項)

第23条　総会は、会則に別段の定めのある事項のほか、次の事項を議決する。

1. 毎事業年度の事業計画及び予算の決定
2. 新たな義務の負担又は権利の放棄
3. その他、本会の運営上必要な事項

(総会の開催)

第24条　通常総会は、毎年１回事業年度終了後３ヶ月以内に、臨時総会は、会長あるいは理事会が開催の必要を認めたときに開催する。

(総会の招集)

第25条　総会は会長がこれを招集する。

　　　　２．総会の招集は会日の５日前までに、その会議の目的たる事項ならびに開催の日時及び場所を記載した書面を会員に発して行うものとする。

(総会の議長)

第26条　総会の議長は、会長あるいは会長の指名した者がこれにあたる。

(総会の定足数)

第27条　総会は正会員総数の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第28条　総会の議事は、会則に別段の定めのある場合を除き、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

　　　　２．次に掲げる事項については、前項の規定にかかわらず、正会員総数の３分の２以上の議決によらなければならない。

　　　　　　①　会則の変更

　　　　　　②　合併

③　解散

④　財産処分

(総会の議決権及び委任)

第29条　正会員は、総会において１個の議決権を有する。

　　　　２．総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決に参加し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

　　　　３．前項の規定の運用については、その正会員は出席したものとみなす。

　　　　４．代理人は、４人以上の正会員を代理することはできない。

　　　　５．代理人は、代理権を証する書面を本会議に差し出さなければいけない。

(総会の議事録)

第30条　総会の議事録は、議長あるいは議長の指名した者がこれを作成し、議事録署名人並びに議事録を作成した理事が署名押印するものとする。

(理事会の付議事項)

第31条　理事会は、会則に別段の定めのある事項のほか、次の事項を審議する。

　　　　①　総会の議決により委任された事項

　　　　②　資産管理に関する事項

　　　　③　会則の施行に必要な施行規則・施行細則の制定改廃に関する事項

　　　　④　その他会務の運営に関し必要と認めた事項

(理事会の招集)

第32条　理事会は、会長が招集する。

　　　　２．理事会の招集は、7日前までにその会議の目的たる事項並びに開催の日時及び場所を記載した書面をもって、各理事に通知しなければならない。

　　　　３．前項の招集通知は、緊急やむを得ない場合においては会日の前日までに通知すれば足りる。

　　　　４．理事は必要があると認めるときはいつでも、会長に対し会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会の招集を請求することができる。

　　　　５．前項の請求をした理事は、請求した日から５日以内その１週間以内を会日とする招集通知が発せられないときは、理事総数の過半数の同意を得て自ら理事会を招集することができる。

(理事会の議長)

第33条　理事会の議長は、会長あるいは会長が指名した理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第34条　理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第35条　理事会の議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長決するところによる。

(理事会の書面による議決)

第36条　会長は。簡単な事項については、その内容を記載した書面を各理事に送付してその賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。ただし、次の理事会に報告しなければならない。

(理事会の議事録)

第37条　理事会の議事録は、議長あるいは議長の指名した理事がこれを作成し、議長並びに議事録作成理事が署名捺印するものとする。

(議事録の備付)

第38条　総会及び理事会の議事録は、事務局に備え付け、正会員の求めに応じて閲覧に供しなければならない。

(部会の種類)

第39条　本会の円滑な事業の遂行を図るため、次の部会を置くことができる。

　　　　①総務、財政部

　　　　②広報部

　　　　③教育研究部

　　　　④綱紀監察部

　　　　⑤その他・理事会の議決を経たもの

　　　　２．各部会の所管内容は、会則施行規則にて定める。

(部会の招集及び議長)

第40条　部会は会長の承認を得て部長が招集し、部長が議長となる。

　　　　２．部会の招集は、会則第３２条第３項、第４項を準用する。

第5章　　資産及び会計

(資産)

第41条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　　　　①入会金

　　　　②会　費

　　　　③特別会費

　　　　④寄付金

　　　　⑤その他の収入

(事業年度)

第42条　本会の事業年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

(事業報告及び決算)

第43条　会長は、毎事業年度終了後に次に掲げる書類を作成し、理事会の議決を経て総会に提出してその承認を受けなければならない。

　　　　　①事業報告書

　　　　　②収支決算書

　　　　　③財産目録

　　　　２．監事は、前項の監査の結果を総会にて報告しなければならない。

(事業計画及び予算)

第44条　会長は、毎事業年度開始に次に掲げる書類を作成し、理事会の議決を経て総会に提出してその承認を受けなければならない。

　　　　　①事業計画案

　　　　　②収支予算案

(費用の支弁)

第45条　本会の事業遂行に必要な費用は、第４２条に規定する収入をもって支弁する。

第6章　　会則の変更

(会則の変更)

第46条　本会の会則を変更しようとするときは、総会の議決を経てこれを行う。

第7章　　合併及び解散

(合併及び解散)

第47条　本会を合併あるいは解散するときは、総会の議決を経てこれを行う。

第8章　　事務局

(事務局)

第48条　本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

第9章　　雑則

(施行規則)

第49条　本会に規定するもののほか本会の業務を施行するために必要な施行規則は理事会の議決によりこれを定める。

**附　則**

本会則は平成26年5月31日から改正施行する。

(第13条②副会長２名を3名に改正)

本会則は平成27年5月30日から改正施行する。

(第2条　鹿児島市を鹿児島県に改正)

(第13条②　事務局長・研修部長・会計を追記)

(第13条③　うち事務局長1名を抹消)

(第14条4　理事の内より会長の指名によって事務局長1名を選任させることができる。を抹消)

本会則は平成29年5月27日から改正施行する。

（第13条③　理事の員数枠の変更）